

緊急時において児童福祉法が定める一時保護の権限を子ども家庭総合支援拠点が行使できるよう改善を求める要望について

関東部会提出
説明担当 習志野市

平成 28 年児童福祉法等改正により、市区町村に、地域の全ての子供・家庭の相談に対応する子供支援の専門性を持った機関として子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務として課せられた。この支援拠点は、①子ども家庭支援全般に係る業務、②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援の 4 つの業務を担い、子育て世代包括支援センターと児童相談所との中間的な役割を果たす重要な機関である。

令和元年 6 月 19 日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律には、児童相談所の体制強化が盛り込まれ、国、道府県等の速やかな対応が期待されるところではあるが、人材の確保や施設整備には時間を要するものと推察される。

市区町村においては、子ども家庭総合支援拠点の整備が進められているが、市区町村に一時保護権限のない現在の状況下では、重篤でかつ緊急性を伴う事案全てに対応することは困難である。今後、各関係機関が情報を共有し、その情報に細心の注意を払い即座に対応でき、全ての子供たちを虐待から救える体制とするためには、緊急を要する場合における一時保護の権限を子ども家庭総合支援拠点に付与することが急務である。

市区町村の子ども家庭総合支援拠点を関係機関との円滑な連携と切れ目のない支援及び児童相談所の機能を補完し得る体制とするためには、児童福祉法が定める一時保護の権限の付与が必要不可欠である。

については、児童福祉法第 33 条第 1 項の例外として、緊急時において児童福祉法が定める一時保護の権限を子ども家庭総合支援拠点が行使できるよう改善を要望する。